

資料提供
 令和8年3月13日
 課名：道路企画課
 担当者：西川
 内線：3891
 直通電話：082-513-3891

瀬戸内しまなみ海道自転車通行料金の無料化の継続決定について

1 要旨

瀬戸内しまなみ海道の自転車通行料金については、広島県、愛媛県等が減収の一部を負担することにより平成26年7月19日より無料となっております。

この無料化は令和8年3月31日までの期間限定となっていることから、愛媛県と連携し国や本州四国連絡高速道路株式会社（以下、本四高速(株)という）へ令和8年4月以降の無料化継続の要望等を行ってきました。

このたび、本四高速(株)より令和8・9年度の無料化継続決定について公表されましたので、お知らせします。

2 無料化継続期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日 《2年間》

3 無料化継続により期待される効果

- サイクリストの利用環境の向上
- サイクリング客数の増加、及び沿線観光地の入込客数の増加 など

4 今後の取組

引き続き、官民一体となって、瀬戸内しまなみ海道サイクリングロードの利用環境の向上に努めるとともに、観光振興に向けた様々な取組を実施していきます。

【位置図】



※尾道-向島間は、渡船のご利用をおすすめします。

【参考】：各橋の通行料金（軽車両等） （無料化以前（平成26年7月18日以前）の料金）

因島大橋	50円
生口橋	50円
多々羅大橋	100円
大三島橋	50円
伯方・大島大橋	50円
来島海峡大橋	200円
合計	500円